

武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校改築 基本計画・基本設計等 業務委託に関する公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

本市の市立小中学校施設の多くは昭和 30～50 年代に建築され、最も古い学校施設は、令和 2 (2020) 年に築後 60 年を迎える。市では、「公共施設再編に関する基本的な考え方」(平成 25(2013)年 3 月)において、既存施設を原則 60 年は使用することとしており、学校施設もこの方針に基づき維持管理を行ってきたが、築後 60 年が到来しているため、計画的に更新を行う必要がある。

学校施設の更新は多大な費用と時間を要し、市政に大きな影響を与えるため、着実かつ計画的に実施できるよう、令和 2 (2020)年 3 月に「武蔵野市学校施設整備基本計画」を策定し、今後 20 年間余を見据えた目指すべき学校施設の基本的な方向性と、具体的な施設の整備方針及び標準的な仕様を定め、これに基づき、令和 2 (2020) 年度より武蔵野市立第一中学校及び第五中学校の改築事業に着手している。

令和 4 (2022) 年度からは、武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校の改築に着手する。武蔵野市立第一中学校及び第五中学校の基本計画及び基本設計で検討した武蔵野市における学校改築のコンセプトを踏まえるとともに、改築懇談会等での市民や学校関係者の意見も取り纏めながら、武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校の特徴を生かした改築の基本計画策定及び基本設計等の業務を委託する設計者を募集する。柔軟かつ高度な発想力や設計能力を有し、かつ 2 校を同時に設計できる組織力を有する設計者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2. 業務の概要等

(1) 件名

武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校改築 基本計画・基本設計等業務委託

(2) 業務の内容

令和 4 年度

- ア 武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校 基本計画策定
- イ 武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校改築懇談会の運営支援
- ウ 武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校改築にかかるワークショップの企画及び運営、配置計画等に関する近隣関係住民(敷地境界から新築建物の高さの 2 倍の範囲内の土地に居住または土地もしくは建物を所有する者) アンケート
- エ 武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校 アスベスト検体調査(目視調査は実施済み)
- オ 井之頭小学校隣接地水道部水源現況測量(約 40 m²)
- カ 武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校 まちづくり条例事前調査

令和5年度

- ア 武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校 基本設計（外構を含む）
- イ 武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校改築懇談会の運営支援
- ウ 武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校 地盤調査
- エ 武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校 解体設計
- オ 武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校 まちづくり条例大規模開発事業手続き

※ 詳細は、別添の業務委託仕様書（案）及び業務委託特記事項（案）のとおり。

(3) 履行期間

令和4年度 契約締結の日から令和5年3月31日まで

令和5年度 契約締結の日から令和6年3月15日まで

なお、改築懇談会の進捗や各種法令手続き、工事発注に合わせて、必要な成果物の提出が必要となる。現時点における想定スケジュールは、以下のとおりであるが、詳細は監督員等と協議の上、決定すること。

【想定スケジュール】

※ 懇談会回数は、現時点での想定であり、多少の変更の可能性はある。

令和4年度									
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契約・検査等	契約								検査
基本計画	計画案の作成						中間のまとめ公表		計画策定
改築懇談会	懇談会		懇談会	懇談会	懇談会	懇談会		懇談会	説明会
まちづくり条例							内容確認		
アスベスト検体調査	随時								

令和5年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契約・検査	契約											検査
基本設計（外構含む）	案の公表									設計まとめ		
改築懇談会			懇談会			懇談会		懇談会				説明会
まちづくり条例			随時事前協議					届出書作成		大規模開発事業届出		説明会
解体設計	随時											
地盤調査	随時											

(4) 提案上限額

内訳 令和4年度 43,293,000円（税込）

令和5年度 186,338,000円（税込）

※各年度、契約を締結する。

※契約は予算の議決を条件とし、契約を約束するものではない。

※提案上限額は予定価格を示すものではない。

(5) 担当

武蔵野市教育委員会教育部教育企画課財務係改築担当
〒180-8777 東京都武蔵野市緑町2-2-28
電話 0422-60-1972 (直通) F A X 0422-51-9264
E-mail SEC-KYOUIKU@city.musashino.lg.jp
ホームページ <http://www.city.musashino.lg.jp/>

3. 実施及び選定の概要

(1) スケジュール等 (予定)

・実施要項等の公表	令和4年3月24日(木)
・参考資料配布・閲覧期間	令和4年3月24日(木)～6月10日(金)
・質疑①受付期限	令和4年4月12日(火)午後5時まで
・質疑①の回答	令和4年4月19日(火)
・1次審査書類提出期限	令和4年4月26日(火)午後5時必着
・1次審査(書類審査)	令和4年5月16日(月)
・1次審査結果通知及び2次審査書類提出依頼	令和4年5月20日(金)
・質疑②受付期限	令和4年5月25日(水)午後5時まで
・質疑②の回答	令和4年6月1日(水)
・2次審査書類提出期限	令和4年6月10日(金)午後5時必着
・2次審査	令和4年6月28日(火)
・2次審査結果通知	令和4年7月上旬
・審査講評の公開	令和4年7月末頃

※ここに示すスケジュールは予定であり、変更が生じた場合には、武蔵野市ホームページにてその旨を掲載するとともに、プロポーザル応募者に告知する。また、2次審査実施日が確定次第、武蔵野市ホームページにて掲載する。

(2) 審査の流れ等

ア 選定委員会の設置

「武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校改築設計者選定委員会」(以下、「選定委員会」とする。)を設置し、選定委員会において、本プロポーザルの審査を行う。

イ 選定委員会の構成

教育部長、教育部指導課長、教育部教育企画課学校施設担当課長、武蔵野市立第五小学校校長、武蔵野市立井之頭小学校校長、総合政策部資産活用課長により構成する。

※選定にあたり、選定委員会は、学識経験者で構成される武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校改築設計アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）に技術的な助言を求める。

アドバイザー会議委員

東京学芸大学 理事・副学長 松田 恵示

亜細亜大学都市創造学部部長 都市創造学科教授 松岡 拓公雄

千葉工業大学 創造工学部 デザイン科学科准教授 倉斗 綾子

※プロポーザル実施期間中、本件に関し、選定委員、アドバイザー会議委員に接触した応募者は失格とする。

ウ 1次審査（書類審査）

応募者から提出された提出書類をもとに、選定委員会において審査を行い、5者程度を選定する。

エ 2次審査（書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング）

1次審査で選定された応募者に、選定委員会による審査及びヒアリングを行い、第1優先交渉権者、第2優先交渉権者を選定する。

オ 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に電子メール及び書面により通知する。

(3) 実施要項の公表及び応募書類の様式等の配布

実施要項、応募書類等は、武蔵野市ホームページ及び武蔵野市役所南棟5階教育企画課窓口で配布する。配布・閲覧参考資料等の入手方法等については、「5 参考資料配布・閲覧」を参照すること。

なお、配布・閲覧参考資料等は、本プロポーザルの用途以外での使用を厳禁とする。

(4) 審査の公開

審査は非公開とする。審査結果及び審査講評は、武蔵野市ホームページで公開する。

4. 参加資格等

参加資格を有する者は、次の(1)～(9)に掲げる要件に全て該当する者であり、かつ、(10)を満たすものとする。なお、受注者の選定の決定日までに次に掲げる要件のいずれかを欠いた者は失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 対象業務において、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの武蔵野市の競争入札参加資格（物品ではなく、工事での登録）を有していること。応募時点で有していない場合には、必ず契約時までには当該資格を取得すること。なお、共同企業体の場合には、代表企業は工事での登録、構成企業は物品または工事のいずれかの登録を要する。
- (3) 武蔵野市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令等の処分を受けていないこと。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき）にないこと。
- (6) 応募者が所属又は代表する事務所（以下、「所属事務所」という。）が建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に規定する一級建築士事務所登録をしていること。
- (7) 2 校分を同時に取りまとめる管理技術者を 1 人配置すること。また、1 校分を取りまとめる主任担当技術者を各校に 1 人配置すること。（管理技術者と 1 校の主任担当技術者の兼務は可とする。）
共同企業体の場合、管理技術者は、原則代表企業に所属する者とする。ただし、実績及び経験により、構成企業に所属する者も可とする。
- (8) 管理技術者及び主任担当技術者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条に規定する一級建築士の資格を有する者 であること。
- (9) 建築設計の両校の統括責任者となる管理技術者は、公立の小学校又は中学校の新築又は改築の実績を有する者であること。
- (10) 応募に対する制限
 - ア 1 所属事務所あたりの応募は 1 点のみとする。
 - イ 管理技術者は 1 人とし、連名による応募は不可とする。
 - ウ 管理技術者及び主任担当技術者は、応募者の組織に属していること。
 - エ 業務の一部を再委託する場合には、再委託先（以下、「協力会社」という。）が武蔵野市から指名停止を受けていないこと。
 - オ 応募者は業務の一部を協力会社に再委託することはできるが、その場合、協力会社は応募者となることはできない。また、協力会社は、複数の応募者の協力会社となることができない。
 - カ 応募者は代表企業を含めて 3 社を上限として、共同企業体を構成することができる。当該共同企業体は所属事務所とみなし、共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員及び単独で応募することができない。また、共同企業体の構成企業は、他の応募者の協力会社となることができない。なお、共同企業体を構成する場合は協定書の副本を添付すること。

5. 参考資料配布・閲覧

応募予定者に対して、以下のとおり参考資料等の配布・閲覧を行う。

(1) 必要提出書類

参考資料配布・閲覧申込書及び誓約書（様式第1号）・・・・・・・・・・1部

(2) 参考資料配布・閲覧期間

令和4年3月24日（木）～令和4年6月10日（金） 午後5時まで

窓口の対応時間は、平日（土日、祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時を除く）である。事前に市担当者に連絡・調整のうえ、来庁すること。

(3) 参考資料等

ア 市ホームページで公開するもの

- (ア) 武蔵野市学校施設整備基本計画
- (イ) 武蔵野市立第一中学校改築基本計画
- (ウ) 武蔵野市立第五中学校改築基本計画
- (エ) 武蔵野市立第一中学校改築 基本設計概要版（抜粋）
- (オ) 武蔵野市立第五中学校改築 基本設計概要版（抜粋）
- (カ) 武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校改築 基本計画策定等業務委託仕様書（案）（令和4年度分）
- (キ) 武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校改築 基本設計等業務委託仕様書（案）・特記事項（案）（令和5年度分）
- (ク) 武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校 現況写真

イ 教育企画課窓口にて配布するもの

- (ア) 武蔵野市立第一中学校改築 基本設計概要版
- (イ) 武蔵野市立第五中学校改築 基本設計概要版
- (ウ) 現況配置図及び現況平面図・断面図・立面図
- (エ) 敷地測量図及び高低測量図
- (オ) 武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校改築 基本計画・基本設計等業務委託に関する公募型プロポーザル 提案条件
武蔵野市立第五小学校 必要諸室とコマ数リスト
武蔵野市立井之頭小学校 必要諸室とコマ数リスト
- (カ) 学校改築における環境配慮の方針
- (キ) 武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校 学校要覧

※1次審査通過者のうち、希望者には、現況配置図及び現況測量図のCADデータを貸与する。詳細は1次審査結果通知後に連絡する。

ウ 教育企画課窓口で閲覧できるもの

参考図面（別紙図面一覧参照）は、教育企画課窓口にて閲覧ができる。

6. 質問の受付と回答

下記の者は、本件に関する質問をすることができる。公正を期するため、電子メールのみで受け付けし、電話などによる個別の質問は受け付けない。なお、回答は、取りまとめの上、武蔵野市ホームページで公開する。

(1) 受付対象

質疑①：応募予定者

質疑②：1次審査通過者

(2) 受付期限

質疑①：令和4年4月12日（火）午後5時まで

質疑②：令和4年5月25日（水）

(3) 回答日

質疑①：令和4年4月19日（火）

質疑②：令和4年6月1日（水）

(4) 提出方法

質疑書（様式第2号）に記入して、ワードデータ及びPDFデータを武蔵野市教育部教育企画課へ電子メールで提出すること。代表者の押印は不要である。なお、メール件名は「【設計事務所名】学校改築プロポーザル質問について」とすること。

また、電子メール送信後、必ず、電話により質疑書到達の確認をすること。

電子メールアドレス SEC-KYOUIKU @city.musashino.lg.jp

電話番号 0422-60-1972

(5) その他

質問は本要項の範囲内とする。また、質問に対して回答した内容については、本実施要項の追加又は修正とみなす。

7. 1次審査（書類審査）

1次審査は、選定委員会による書類審査を行う。

(1) 提出書類

参加を希望する者は、下記の書類一式を提出期限までに提出すること。イ～オの書類については、所属事務所名等の応募者が特定できる表現はしないこと。

ア 1次審査参加申込書及び誓約書（様式第3-1号）・・・・・・・・・・・・・・1部

イ 管理技術者・主任担当技術者の実績（様式第3-2）・・・・・・・・・・・・・・20部

管理技術者の代表的で特徴のある設計実績3物件以内、主任担当技術者の代表的で特徴のある設計実績を各2物件以内記載すること。実績は、①公立小学校、②公立中学校、③その他の教育施設の順に優先して記載すること。また、ワークショップや市民会議等を含む実績は、その内容についても記載すること。実績は新築または改築のみとし、改修は含まない。

ウ 受託した場合の設計チームの体制（様式第3-3号）・・・・・・・・・・・・・・20部

体制表及びそれぞれの役割（2校分の設計チーム体制）を記載すること。チームメンバーについて、資格保有情報、経験年数、他の業務請負状況（現在請け負っている業務の状況及び本業務履行期間に従事することが確定している業務）について記載すること。管理技術者及び主任担当技術者の資格、建築士事務所登録通知の写しを1部のみ添付すること。担当者がJV構成企業または協力会社に所属する場合には、様式の所定の欄にその旨も記載すること。ただし、社名は記載しないこと。

また、2校同時進行の考え方、意見調整・進捗管理の考え方、設計チームを人員的、技術的に支援する応募者の社内バックアップ体制及び社内チェック体制を記載すること。

- ・管理技術者：2校分の業務全体を取りまとめ、本業務の責任者として、本業務を滞りなく推進させる。
- ・主任担当技術者：各学校の業務全体を取りまとめ、業務の進捗管理を行うとともに、発注者との連絡窓口となる。
- ・意匠担当：単なる造形に留まらず、施設設計を通じて課題解決を図る。
- ・構造担当：将来の増改築や減築も視野に、柔軟化を図る。
- ・電気設備担当：昨今の環境異変や被災時の室内環境改善・確保を合理的に図る。
- ・機械設備担当：昨今の環境異変や被災時の室内環境改善・確保を合理的に図る。
- ・積算担当：業務初期段階から設計内容をコスト把握し、VE(バリューエンジニアリング手法)等による代替案の検討に協力、予算内にコスト抑制を図る。
- ・施工計画担当：工事工程を円滑に進めるための施工計画案を立案する。

- ・外構担当：植栽に関する専門的な知識を持ち、建築計画との調和を図りながら生物多様性や景観、小学生の学び観点から、外構計画の提案を行う。
- ・その他の担当：学校建築計画、デザイン監修、インテリア、音響、照明デザイン等、業務推進上、必要と考える担当分野を記載すること。

エ スケジュール（様式第3－4号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・20部

P2に示す市の想定スケジュールを踏まえ、下記にあげる項目をA4片面1枚、文字サイズ10.5ptで記載すること。必要に応じて図案等用いて、分かりやすく記載すること。

- ・業務実施スケジュール（ワークショップ、改築懇談会を含む）
- ・スケジュールの管理方法
- ・発注者とのスケジュール共有方法

オ 受託した場合の業務取組方針（様式第3－5号）・・・・・・・・・・20部

以下にあげる項目をA3片面1枚、文字サイズ10.5ptで記載すること。必要に応じて図案等用いて、分かりやすく記載すること。

- ・配置計画の考え方

第五小学校及び井之頭小学校それぞれの敷地形状、立地特性、周辺の状況をどのように捉えているか整理し、記載すること。また、これらを踏まえ、どのような配置計画がふさわしいと考えるかについて、概略を説明すること。
- ・「校舎全体をゆるやかにつなぐ学びの空間」

武蔵野市のこれからの学校のコンセプトである「校舎全体をゆるやかにつなぐ学びの空間」（「武蔵野市立第一中学校改築基本計画概要版」及び「武蔵野市立第五中学校改築基本設計概要版」参照のこと。）の考え方について、第五小学校及び井之頭小学校の計画においてどのように実現するか、概略を説明すること。文部科学省の「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」の内容も踏まえること。

カ 構成企業の名称等（様式第3－6号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

構成企業の会社名、担当者名、構成企業の役割と構成企業とJVを構成する理由を記載すること。

キ 協力会社の名称等（様式第3－7号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

協力会社の会社名、担当者名、協力会社の役割と協力会社に依頼する理由を記載すること。

ク 共同企業体協定書副本（該当する場合のみ。書式はA4で任意。）・・・・1部

ケ 提出書類受領書送付用の封筒（提出書類を送付する場合のみ）・・・・・・・・・・ 1部
定型サイズの封筒に応募者の住所、氏名、郵便番号を明記のうえ、84円切手を貼付すること。

コ イ～キのPDFデータ（CD-R）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1枚

(2) 提出期限

令和4年4月26日（火）午後5時まで（市担当者宛必着）

(3) 提出方法

- ア 提出資料のうち、1部は様式第3-1号～3-7号の順に、その他19部は、様式第3-2号～様式第3-5号の順にまとめ、それぞれ左上1か所クリップ止めで提出すること。背表紙、ファイル等の使用は認めない。
- イ 必要部数を期日までに、市担当者まで持参、もしくは郵送すること。
- ウ 持参による提出については、平日（土日、祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時を除く）に、武蔵野市役所南棟5階教育企画課で受領する。事前に市担当者に連絡・調整のうえ、持参すること。
- エ 郵便及び宅配便については、封筒などの表面に、「学校改築プロポーザル参加申込書在中」と朱書すること。
- オ 送料は応募者負担とする。受取人払いについては受け付けない。
- カ 市は、郵送及び宅配中の破損、遅延などの責任を負わないものとする。
- キ 一度提出された書類の差し替え、削除、追加は原則として認めない。

(4) 審査方法等（評価基準・配点）

1次審査では、技術や運営等について応募資格を確認するほか、次に示す観点などから、選定委員により総合的に評価及び審査を行うものとする。

番号	評価項目	判断基準	配点
①	管理技術者・主任担当技術者の実績	・公立小学校（小中一貫校含む）の実績 +1.5点 ・公立中学校の実績 +1.2点 ・その他の教育施設の実績 +0.8点 ・ワークショップ、市民会議等の実績+0.5点	14
②	本業務のチーム体制	・2校のチーム構成は適切であるか。 ・適正に有資格者が配置されているか。 ・チームのバックアップ体制、チェック体制が適切に組み込まれているか。	20
③	スケジュール	・適切なスケジュールが組み込まれているか。 ・スケジュール管理能力が評価できるか。	20
④	業務取組方針	・敷地の特性をよく理解しているか。 ・設計コンセプトへの理解力、表現力、意欲があるか。	46
			合計 100

(5) 受領確認

提出書類の受領確認を行い次第、提出書類受領書（様式第5号）を前記、(1)クの封筒で郵送する。ただし、持参の場合はその場で交付する。

(6) 注意事項

使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年律第51号）に定める単位とする。

(7) 選定結果

応募者全員に文書及び電子メールで通知する。

8. 2次審査（1次審査通過者の技術提案書・プレゼンテーションの審査及びヒアリング）

1次審査の通過者から提出された技術提案書をもとに、選定委員会により、プレゼンテーションの審査及びヒアリングを行い、第1優先交渉権者、第2優先交渉権者を選定する。これらは、設計者を選定するにあたり設計の考え方や提案力をみるものであり、案そのものを評価・選定するものではない。業務履行にあたっては、提案書で示した案が採用されないこともある。市や学校との協議、市が設置する改築懇談会やアドバイザー会議等での意見を踏まえ、柔軟な変更が求められるものとする。

（1）提出書類

- ア 2次審査書類提出届（様式第4-1号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- イ 技術提案書（様式第4-2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・20部
- ウ 技術提案書のPDFデータを記録したCD-R（50MB以下）・・・・・・・・・・1枚
- エ 価格提案書（様式第4-3号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

（2）提案課題及び作成要領

武蔵野市学校施設整備基本計画、武蔵野市立第一中学校改築基本計画及び武蔵野市立第五中学校改築基本計画、武蔵野市立第一中学校改築基本計画概要版及び武蔵野市立第五中学校改築基本設計概要版、並びに参考資料等として市が配布・公開する資料の内容を踏まえて、1次審査で提出した書類の内容を前提に提案すること。

ア 提案課題

① 配置計画の考え方（様式第4-2号） A3横、2枚

各学校の敷地形状、立地特性、周辺の状況を踏まえて、配置計画、外観イメージパースを提案すること。提案にあたっては、いくつかの配置計画案を検討し、その中で最良と考える配置計画を理由とともに示すこと。

② コンセプト「校舎全体をゆるやかにつなぐ学びの空間」を実現する空間構成（様式第4-2号） A3横、2枚

武蔵野市のこれからの学校のコンセプトである「校舎全体をゆるやかにつなぐ学びの空間」について、第五小学校及び井之頭小学校において、どのように実現できるか、平面計画、断面計画を示すとともに、イメージパース、スケッチ、模型写真等により、空間構成を提案すること。また、提案にあたっては、各空間で想定される具体的な学びの活動についても表現すること。文部科学省の「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」の内容も踏まえること。

③ メンテナンス性、フレキシビリティ確保、ライフサイクルコスト、快適な環境を創出するためのパッシブデザインの考え方（様式第4-2号） A3横、1枚

学校運営と施設の点検、修理等を両立させるためのメンテナンス性確保の方策、将来の学びの形態の変化に柔軟に対応するためのフレキシビリティ確保のための方策、ライフサイクルコストに配慮した設計上の工夫について提案すること。また、

温熱環境、換気、音環境、光環境など、快適な環境を創出するためのパッシブデザインの工夫について提案すること。

④ 実績 / (様式第4-2号) A3横、1枚

1次審査で提出のあった管理技術者1名及び主任担当技術者2名の設計実績のうち、1つを選び、当該実績の特徴的な事項と本業務への展開の方策について記載すること。

⑤ チーム体制及びスケジュール (書類提出は不要)

1次審査書類で提出された様式第3-3号及び第3-4号について、選定委員会委員よりヒアリングを行い、改めてチーム体制及びスケジュールについて審査する。

⑥ プレゼンテーション能力 (書類提出は不要)

プレゼンテーションのわかりやすさ、ヒアリングへの的確な対応等を審査。プレゼンテーションは、主に各主任担当技術者が行うこと。一部のプレゼンテーションを管理技術者が行うことは可とする。

⑦ 価格点

価格点 (様式第4-3号)

*価格は令和4年度、令和5年度それぞれ提案、各年度の提案上限額を超えないように注意する。価格点は、各年度の合算した金額で算出する。

イ 書類作成にあたっての注意事項

- ・技術提案書には、所属事務所名等の応募者が特定できる表現はしないこと。
- ・技術提案書は、カラーで作成したものは、提出部数すべてをカラー印刷とすること。

(3) 提出期限

令和4年6月10日(金)午後5時まで(市担当者宛必着)

(4) 提出方法

ア 技術提案書(様式第4-2号)は、(2)ア提案課題に記載の順にまとめ、左上1か所をクリップ止めで提出すること。背表紙、ファイル等の使用は認めない。

イ 期日までに必要部数を市担当者まで持参、もしくは郵送とする。

ウ 持参による提出については、平日(土日、祝日を除く)の午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時を除く)に、武蔵野市役所南棟5階教育企画課で受領する。事前に市担当者へ連絡・調整のうえ、持参すること。

- エ 郵便及び宅配便の際は、封筒などの表面に、「学校改築プロポーザル提案書在中」と朱書すること。
- オ 送料は応募者負担とする。受取人払いについては受け付けない。
- カ 市は、郵送及び宅配中の破損、遅延などの責任を負わないものとする。
- キ 一度提出された書類の差し替え、削除、追加は原則として認めない。

(5) プレゼンテーション審査及びヒアリング

提出された技術提案書をもとに、プレゼンテーションの審査及びヒアリングを行う。詳細は、1次審査終了後、電話又は電子メール等で連絡する。

ア 実施日

令和4年6月28日(火)

1次審査通過者には、集合時間等の詳細を1次審査終了後に通知する。

イ 実施方法

- (ア) プレゼンテーションは、応募者による技術提案書の説明をパソコン、プロジェクターを利用して、20分以内で行うものとする。技術提案書に記載のない事項についてのプレゼンテーションは認められない。なお、これら以外の資料を使用することはできない。
- (イ) ヒアリングは、プレゼンテーションの後に選定委員会委員より25分程度行うものとする。
- (ウ) 説明は主に各主任担当技術者が行うこと。会場に入室できる応募者は管理技術者及び各主任担当技術者の3名とする(パソコン等の機材操作者を含む)。
- (エ) やむを得ず、プレゼンテーションの参加者を変更する場合は、事前に市担当者へ相談すること。

(6) 審査方法等（評価基準・配点）

技術提案書及びプレゼンテーションの内容について、次に示す観点などから、選定委員会により総合的に評価及び審査を行うものとする。

評価項目		判断基準	配点		
			共 通	五 小	井之頭小
①	配置計画の考え方	敷地特性を理解しているか。 敷地の特性を踏まえた配置計画が検討されているか。 良好な景観形成への寄与が期待できるか。 動線計画が適切か。 法規制、諸条件を正しく理解しているか。	—	60	60
②	コンセプトを実現する空間構成	市の考え方を理解しているか。 学校建築に関する知見や優れた計画力、発想力を有しているか。	130	—	—
③	メンテナンス性、フレキシビリティ確保、ライフサイクルコスト、パッシブデザイン	建物の維持管理に関する知識やフレキシビリティを確保するための知識を有しているか。 ライフサイクルコスト低減のためのアイデアを有しているか。 意匠とも整合をとりながら環境に配慮するための計画力、発想力を有しているか。	60	—	—
④	実績	優れた実績があり、本業務への展開が期待できるか。	30	—	—
⑤	チーム体制、スケジュール	本業務を適切に遂行できる体制、スケジュールが組まれているか。	30	—	—
⑥	プレゼン力	説明や意見調整の能力を有しているか。	30		
⑦	価格点	得点 = (最低価格 ÷ 提案価格) × 100 点	100	—	—
			合計 500		

(7) 選定結果

2次審査を受けた提案者全員に文書及び電子メールで通知する。ただし、第1優先交渉権者、第2優先交渉権者については、2次審査終了後、電話又は電子メール等で連絡する。

9. 特記事項

(1) 失格条項

次の各号いずれかに該当する者は失格とする。なお、第1優先交渉権者が市と契約した後、次の各号いずれかに該当することが判明した場合においては、市は契約の相手方に対し、契約を解除し、損害賠償請求を行うことがある。

- ア 提出書類に虚偽の記載がある者
- イ 応募資格がなく提出書類を提出した者
- ウ 提出書類の作成要領及び提出方法、期限を守らない者
- エ 提出書類に盗用した疑いがあると選定委員会が認めた者
- オ 提案上限額を超える金額で提案した者
- カ 本プロポーザルの実施期間中に本件に関して、選定委員、アドバイザー会議委員に接触した者
- キ その他、市及び選定委員会が不適格と認めた者

(2) 費用負担

- ア 参加に係る経費は、すべて応募者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い

- ア 本提案に係る提出物については返却しない。
- イ 提出書類は選定に関する目的以外には使用しない。ただし、契約後に受注者の提案事項について、市の広報等で一部を公開する可能性があるため、協議に応じること。
- ウ 提出された資料について、情報公開請求があった場合は武蔵野市情報公開条例に基づき対応する。なお、提案事項の著作権は提案者に帰属するものとする。ただし、市と契約した事業者の提案については、市が無償で使用できる。

(4) 契約及び業務の進め方等

- ア 市は第1優先交渉権者と基本設計・実施設計等業務委託の随意契約の相手方として、契約交渉を行う。その際に、契約内容に対する見積書を再度徴収する。
- イ 市は第1優先交渉権者が、本設計者選定後において失格条項に該当すると認められた場合、又は市と第1優先交渉権者による業務委託契約締結交渉が不

調となった場合は、2次審査結果公表の日から起算して30日以内であれば、第2優先交渉権者と契約交渉ができるものとする。

- ウ 原則として、様式第3-3号に記載した担当者が契約期間中継続して担当すること。市は優先交渉権者選定以降において、第1優先交渉権者及び第2優先交渉権者が設計チーム体制を著しく変更した場合、優先交渉権者としての資格を取り消すことのほか、契約締結後においては、その契約を解除することができることとする。
- エ 業務を受託した設計者及びその所属事務所は、設計業務を進めるに当たり、本施設に係る全ての工事入札に参加する権利を失う。
- オ 本プロポーザルは、設計者を選定することが目的であるため、提案された技術提案書等の内容をそのまま実際の設計に採用するわけではない。
- カ 提案上限金額は参考であり、予算額ではない。

(5) その他

公正なプロポーザルが確保できないと判断される場合は、プロポーザルを中止することがある。また、中止に伴う応募者が負担した費用については、市及び選定委員会は一切責任を負わないものとする。なお、この要項に定めるもののほか、必要な事項については市が定めるものとする。